

古代における人名表記とその訓みについて

鈴木 喬

一、はじめに

漢字で記された人名がどういふ訓みなのかは不確定なものが多い。

人名のような固有名詞は文の一部をなしていない。したがって、人名など固有名詞は一般名詞などとは異なり、文脈からその語形を推測することができない。地名は『風土記』などの地名説話からその語源を推測することが可能であり、また和訓資料として有益な『和名類聚抄』や現代までに伝わる地名の読み癖から、一定の読みを特定することができる。地名は多くの人が共有するため、同一個体に対して記される機会が人名に比べ多い。しかし、人名は地名に比べ記される機会が少なく、得られる情報も少ない。そのため漢字のみで記された人名において、その訓みを特定するのは困難な場合が多い。

そもそも『魏志』（倭人伝）にみられる日本語の痕跡は、固有名であり、五世紀における鉄剣銘等にも固有名詞が仮借によって記されている。また記紀萬葉を中心とした文献資料には、例外なく人名・地名が記載されている。つまり、

古い時代ほど、日本語の資料は固有名詞を参考にせざるをえないのが現状である。

古代日本の人口は鎌田元一が茨城県鹿の子C遺跡の人口資料を基に奈良末から平安初期にかけての国家掌握人口を約五四〇～五九〇万人と推定し、さらに八世紀前半の人口を四四〇～四五〇万人（安全な数値としては四〇〇～五〇〇万人）と算出している。当然のことながら、そのすべての人名が把握できるわけではない。しかし正倉院文書には古代の戸籍・計帳や写経所文書等、多くの人名が記載された資料が残存している。また正倉院文書に加え、木簡や漆紙文書等の多くの文字資料には人名が記載されている場合が多い。

筆者は「御野國戸籍」の注釈付き索引を作成している。その過程で表出した問題点を本論ではとりあげ、古代人名の訓みをあきらかにすることで日本語史上に関わる問題をも提起するものである。

二、日本語資料としての人名―『時代別』引用の人名の再考

『時代別国語大辞典上代編』(以下、『時代別』)は、上代語とみなされる語を網羅的に登録し、良質な解釈が付されている。『時代別』は、その凡例で「①地名・人名・神名・書名・年号などの固有名詞は原則として採用しない。」と述べるように一貫して固有名詞をとらない姿勢をとる。しかし、その用例において、人名を含めた固有名詞を掲げ、また時には人名例によって立項しているものもみられる。たとえば「あざ」「**【**些**】**」は時代別において立項するものの、その用例のほとんどが人名例であり、

あざ**【**些**】** 未詳。アザケル・アザワラフなどのアザと同源か。「上政戸国造族**【**些**】**麻呂戸口卅六：下中戸主阿佐麻呂」

(古文書一、大宝二年)「孔王部真**【**些**】**、同古**【**些**】**、同阿耶売(古文書一、養老五年)「右一首妻服部**【**些**】**女」(万四四二二)

左注)「従六位下大伴宿禰**【**些**】**麻呂」(統紀天平神護元年)「巨勢**【**些**】**女」(靈異記下三四話)

そのためその語義については、「未詳」とせざるをえなくなっている。この編集態度の矛盾は、上代資料が限定されていることに起因するものであり、上代語といわれるものが固有名詞に頼らざるをえない側面をあらわしているといえよう。

また上代特殊仮名遣が異なれば別語となる上代語において、同時代における資料で漢字の一字一音で記された仮名書き例が大きな支えとなる。人名にも仮名書き例がみられることから、人名例の理解が上代語の認定や理解において大きな影響を与えらるるといってよい。

本節では『時代別』において人名例に触れたものを取りあげる。

①「みなしご」【孤】項において次の用例をあげる。

・みなしご【孤】(名) みなしご。孤児。「巳奈志見刀良売 年一、緑女」(古文書一、大宝二年) (『時代別』七二二頁)

『時代別』は、「巳奈志見」を「みなしご」とし、「孤児」の意とする。なお『時代別』は「ミナシゴ」のミを人名例の「巳」字から乙類とする。『時代別』があげる「古文書」とは「正倉院文書」の「御野國戸籍」である。しかし、例としてあげる「御野國戸籍」は、「戸主見姉賣」や「安麻呂見葉賣」など○○の子である、△△という形式で続柄を人名の上に記す。そのため「巳奈志見刀良売」は「巳奈志の児である刀良売」なのであり、『時代別』の「みなしご(孤児)である刀良売」という解釈は誤認である。(『巳奈志』(大宝二年御野國本簀郡栗栖太里戸籍『大日本古文書』①三〇頁)は戸の一部であり、その前が欠落している。)『和名類聚抄』(孤 美奈志古) や『類聚名義抄』(孤ミナシゴ) によって語形は確認できるものの、奈良時代の資料において「みなしご」【孤】の語形を指摘することはできないのであり、また上代特殊仮名遣も指摘することはできないのである。

②いは【巖・磐】

『時代別』は「いは」の項において、次のような考察を述べている。

「古文書二、天平一八年の人名に、同じ人が「己知在羽」「己智蟻石」「己智在石」「己智蟻儀」と記されているのによれば、「儀」の字がイハと訓まれることもあったらしい。」

この『時代別』の記述は、武田祐吉の指摘によったものと考えられる（武田祐吉「荒石」『青虹』第四卷、第一号、一九三〇年（『武田祐吉著作集』第五卷に収録）。

「さらに意想外のことには、また己知有儀・己智蟻儀と書いたものの存することである。この儀の字は、普通イソと読む字として知られている字である。在石・蟻石・荒石等の字を見て、この人の名がアリハと読むべきものであることを知らない人が、アリソと読むものと速断して、有儀・蟻儀の字を宛てたかとも思われるが、いかにも蟻儀の方は、他人が書いたものであるが、有儀のほうは疏師手実帳（『大日本古文書』十ノ二五九）に載っている解文で、まさしく自分で書いたものと解すべきものである。」

（略）

しかし以上の資料をもって、すぐに『萬葉集』の荒儀等の字面をアリハと読むべしと考えない。ただこの集にもし安利蘇（巻十四）、在衣（巻九）の字面がなかったら、荒儀をアリハと読むべしとする考証が成立することを思うと、訓詁の研究に真に困難であることを痛感する。漢字に対する国訓は一種にとどまらないことは忘れてはならなかったのである。

（略）

さてコチノアリハの氏名の書き方の調査は、『萬葉集』の訓詁に、何物をも持ちきたさなかつたかというに、決して無取獲ではなかつた。古人といえど無意味な人名は付けない。吾人はアリソのほかに、アリハという国語も存していたことを教

えられたのである。しかして荒石と書いたものがその正字ではなかったらうか。アリソが岩石の多い水辺を意味するならば、アリハは荒い岩石の意であるべきである。さて従来おしなべてアリソと読んでいたものうちに、たとえば、

神の埼荒石も見えず浪立ちぬ何処ゆ行かむ避路は無しに

のごときものは、むしろアリハと読むほうが歌意に対しても適切であるように思う。」

武田は「コチノアリハ」の自筆の書記形態に「有礮」というものがあると認定し、この人名例から『萬葉集』巻7・一二二六番歌を「荒石」「アリハ」と訓む可能性について言及するにとどめている。その後、武田は『萬葉集全註釋』（一九四九年）の一二二六番歌の注において、この「コチノアリハ」を根拠に「これに依つて荒石をアリハと讀むことが確かめられる。なほ礮をもハに當ててゐるのは注意すべきである。」と、一步踏み込んだ言及をみせる。武田は「荒石」は「アリハ」と訓みをさだめ、さらには「宇乃住石」（3・三五九番歌）の「石」を「イソ」ではなく、「イハ」と訓じている。

しかし、その後の萬葉集研究において、この武田の指摘を踏襲する注釈書は存しない。それは澤瀉久孝（『萬葉集注釋』一二二六番歌注）の「萬葉には萬葉の訓み方がある」という言及に集約されているように、『萬葉集』に「アリソ」という仮名書きがみられること、またその後の和歌の世界において「アリハ」という歌ことばが存しないことが大きな理由といえる。

さらに大平聡（「三人」の写経生―天平期写経所における人名表についての一考察―）（『桐朋学園大学研究紀要』第一三集、一九八七年）の詳細な調査によって武田が自筆とした「有礮」は、「コチノアリハ」ではなく別人の「秦有礮」であることが証明されている。さらに大平は「コチノアリハ」の自筆関連の資料に「礮」字がないことから、以下のように誤記の可能性を指摘している。

「読み手は「己知荒石」を「コチノアリ（イ）シ（ソ）」と読んでしまったのであろう。これを聞いた書手は「己智蟻儀」と記した。ところが案主が爪工家万呂にかわると、読み手（爪工家万呂自身であったかもしれない）は「己知蟻石」という。これまでの最もポピュラーな手実の表記を「アリ（イ）ハ」と読み上げた。誤りに気付いた書手は前記の「儀」を「羽」にかえて筆記する。更に筆記する際の簡便さを考え、「己智在石」で統一していくことにしたのであろう。筆墨申請解の「許智蟻儀」（九一七）は天平18年春季の布施申請解の作成直後であること考えれば納得できよう。

「アリハ」が「アリソ」と誤記された理由を後写一切経の場合で考えたが、他の場合も用字が一人歩きして、「一石」＝「アリソ」→「一儀」という判断となつたのであろう。」

つまり、武田は「有儀」を「コチノアリハ」の自筆と誤認しており、それに基づき「儀」は「イハ」とも訓じえたと言及していたのである。そのため『時代別』が考察であげた「儀」の指摘は成り立たないのである。

③あろじ【主人】

『時代別』は、平安以降の「主人」の古訓に「アルジ」もあるとするのみで、「アルジ」の項をたてていない。なお「アロジ」の上代における仮名書き例は、次の『萬葉集』の一例のみである。

・はしきよし 今日けふの安路あろじ自みづかは 磯松いそまつの 常につねにいまさね 今も見るいまもみること （20・四四九八）

この歌は天平宝字二年（七五八）二月に式部大輔であった中臣朝臣清麻呂の邸宅で集宴したときの大伴家持の歌であり、「アロジ」（主人）は宴の主人である「中臣朝臣清麻呂」をさす。「アロジ」の語に対して、『萬葉集全注』（有斐閣）は、「アロジの古形」と説明する。これは記紀萬葉をはじめとする平安時代以前の資料において「アルジ」の語がみえないため

と考えられる。

平安以降その訓は「アルジ」の用例が多くみられ、「アロジ」は^③みられなくなる。

・中国之主 君 安留師 (『日本紀私記』(乙本) 神代下)

『日本紀私記』の「安留師」は「アルジ」をさす。なお人名における「アロジ」「アルジ」の仮名書き例は以下にみられ、

・白髮部造阿漏自賣

(「山背國愛宕郡雲下里計帳」 神龜三年(七二六)、『大日本古文書』①三七二頁)

・婢 阿漏自賣

(「山背國愛宕郡雲下里計帳」 神龜三年、『大日本古文書』①三七二頁)

・大友但波史族阿流自賣

(「近江國志何郡計帳」 神龜二年(七二五)、『大日本古文書』①三三二頁)

ともに女性名であり、「白髮部造阿漏自賣」は和銅二年(七〇九)に、「大友但波史族阿流自賣」は養老五年(七二二)に逃亡した記述がみられる。神龜三年において「白髮部造阿漏自賣」は七十九歳、「婢 阿漏自賣」は二十歳、「大友但波史族阿流自賣」十二歳である、命名した段階を出生時とするならば、婢のアロジ(阿漏自)賣と近江國志何郡計帳のアルジ(阿流自)賣とは、生年が七年しか違わず「アルジ」よりも「アロジ」が古形であるとする説に合致するかは指摘することはできない。しかし、『萬葉集』の天平宝字二年(七五八)二月以前に二つの語形が同じ時期にみられることは留意すべきと考える。「アザ」のように『時代別』が人名例を掲出するならば、この人名例も傍証として掲出すべきであろう。

③「あめうじ」

『時代別』における「あめうじ」の項の考察において「名義抄以下第四音節をアメウジと濁るのであるが、それより古い時代の清濁は不明である」と言及する。しかし、次の人名例に

・身狭君勝牛

〔日本書紀〕卷二十三、舒明即位前

・鴨部首加都士

〔平城宮出土木簡』『平城宮木簡』七)

・手嶋部加都自

〔豊後國戸籍〕大宝二年(七〇二)『大日本古文書』①二二四頁)

万葉仮名による一字一音の人名例において、濁音ジにあてられる万葉仮名「士」「自」が用いられていることから、「カツジ」という語形であることが確認できる。これらの語形は図書寮本『日本書紀』の「身狭君勝牛」に「カツシ」の訓が付されていることから、同じ語形であると考えられる。つまり「カツシ」ではなく「カツジ」と三音節目は濁拍であったことが認められるのである。

これは次の後代資料において、複合語を構成する後部要素に「ウシ」「牛」がある場合は、連濁⁵がおきたことが確認できる。

・観智院本『類聚名義抄』【黄牛 アメウジ】【乳牛 チウジ】

・『日葡辞書』【Ameuji Acauji】(アメウジ またはアカウジ)

【Ji (ウジ) (牛) Co ~ ~ Curuma ~ ~ ~ ~ ~】

・『易林本説用集』【牝牛メウジ 乳牛 同 牯同】

この人名「加都士」「加都自」の用例によって「難波吉士八牛」(『日本書紀』卷二十三、舒明天皇三年十月条)の訓みも「ヤツジ」である可能性を指摘することができるのである。

四、テキストにおける人名の訓み

『古事記』『日本書紀』『萬葉集』をはじめとする文献資料には、訓読されたテキストが存在し、固有名詞も極力当時の語形にそくした訓みを施しているものがある。しかし、なお不明な点が多く、また注釈書によって訓みに異同があるものも多い。さらに注釈書類では人名の訓みの根拠や考察等は記されることはあまりない。筆者はむしろその考察にこそ日本語史の問題を考える手がかりとなると考える。本節では『出雲國風土記』『続日本紀』の人名の訓みについて考える。

① 「目烈」(『出雲國風土記』)

「日置君目烈」(『出雲國風土記』意宇郡)、「海部首目烈」(『大日本古文书』②二〇六頁)、「神奴部目烈」(同②二三七頁)があり、日本古典文学大系(旧大系)、新日本古典文学全集(新全集)の『風土記』の注釈はいずれも「目烈」を「マレ」と訓み「麻呂」と同じか」とする。「烈」をレの万葉仮名とする。「烈」「列」⁶はともに観智院本『類聚名義抄』において「烈 ツラナル」(佛下末)、「列 ツラヌ ツラナル ツラ」(僧上)に「ツラ」の訓がみえる。そのため「マレ」という訓み以外に「メツラ」という訓みの可能性が考えられる。「目烈」を「マレ」という訓仮名「目」と音仮名「烈」による書記形態ではなく、「メツラ」訓仮名と訓仮名による書記形態ととらえるわけである。

また「メツラ」の語形をもつ人名例が次のようにみられる。

目頼子（『日本書紀』卷十七、継体天皇二十四年（五三〇）十月）

目都良賣（大宝二年御野國本竇郡栗栖太里戶籍 『大日本古文書』①四〇頁）

目津良賣（大宝二年御野國加毛郡半布里戶籍 『大日本古文書』①六八頁）

米豆良賣（大宝二年筑前國鳴郡川邊里戶籍 『大日本古文書』①一〇四頁）

『日本書紀』の「目頼子」の人名例は、「メヅラ」に接尾辞「子」がついたものと考えられる。その「メヅラ」に対する「目頼」の文字列は、『萬葉集』において「常に見れども目頼四我が君」（3・三七七）等、「心ひかれる」や「珍しい」意でみられる。さらに『萬葉集』では「メヅラ」の文字列に「目列」が見られ、「開く花の色目列敷」と咲く花の美しさに心惹かれる意で用いられている。このことから、当該人名例「目列」「目烈」の訓みは「メヅラ」であると考えられる。なお「メヅラ」の語形に対し、借訓の「目」が用いられる理由は、視覚によって得られた情報によって心ひかれることが「メヅラシ」であるため、表意兼帯的に「目」が用いられたものと考えられる。

②近之里（『続日本紀』卷三十六、延暦元年十二月条）

『続日本紀』における「近之里」は以下の記事においてみられる。

内掃部正外従五位下小塞宿祢弓張をせきすくねゆみはりが言さく。「弓張等が二世の相近之里おひ、庚寅歳より以降おちのち、居地の名に因りて、小塞の姓に従ふ。望み請ふ。庚午年籍に依り、小塞を改め換へて。尾張の姓を蒙り賜はむことを。」と言す。之を許す。

これはウジ名「小塞」からの「尾張」へ改姓を求める記事である。この「近之里」に関しては、これ以前以後に「近之里」の記載がなく、どのような人物であったかは不明である。小塞宿祢弓張の祖先である「近之里」が庚寅歳、すなわ

ち持統朝の人物であり、「小塞」という場所に住んでいたことのみがわかる。人名「近之里」の訓みは、武田祐吉・今泉忠義編『国文六國史 続日本紀』大岡山書店（以降「国文六國史」）及び新日本古典文学大系『続日本紀』岩波書店（以降「新大系」）では、「チカノサト」と訓み、直木孝次郎他訳『東洋文庫 続日本紀』平凡社（以降「東洋文庫」）においては「コノシロ」と訓まれ、人名の訓みがわかれている。両者は「近之里」という文字列に対し、借訓で「チカノサト」ないしは、正訓字で「近の里」と解するか、音仮名で「コノシロ」と訓むかの違いである。

「チカノサト」は、『萬葉集』に「見渡せば近里廻をたもとほり」（7・1243）に近似した語形をみることができる。しかし、他の人名例に「チカノサト」という語形をみない。また「近の里」とすると、「ノ」は連体助詞と考えられるが、連体助詞「ノ」が介在する名前には、「ヲノコ（男）」「コノミ（木実）」など前項後項が一音節語の場合が多い。そのため人名例の傾向からすると「コノシロ」の可能性が高いといえる。

「コノシロ」の名は、他の人名にも語形がみられる。

- ・塩屋鯛魚 鯛魚、此云擧能之廬（『日本書紀』卷二十五、大化二年（六四六）三月条）
- ・己乃志呂賣（『御野國加毛郡半布里戸籍』大宝二年（七〇二）『大日本古文書』①六七頁）
- ・近志侶（『山背國愛宕郡雲上里計帳』神龜三年（七二六）『大日本古文書』①三四四頁）

この「コノシロ」という語形は、『日本書紀』の「塩屋鯛魚」の表記とその訓読注から魚の名であることがわかる。鯛魚という魚の表記は石神遺跡出土木簡に「制代」と記され、他にも次のように記される。

- ・「凡南入海所在雑物、入鹿、和尔、鱧、須受枳、近志侶」（『出雲國風土記』嶋根郡）
- ・熊野評大贄塩塗近代百廿隻（藤原宮木簡『評制下荷札木簡集成』）

・伊雑郷近代館

(二条大路出土木簡『平城宮発掘調査出土木簡概報』三二)

・西店交易進近志呂五百隻

(長屋王家木簡『平城宮発掘調査出土木簡概報』二二五)

『出雲國風土記』では、「イルカ」「ワニ(鮫)」等の海産物の列記のなかで「近志呂」と記されている。また正訓字による書託よりも表音による書記形態として一般的であったことがうかがえ、「コノ」の二音節に対し「近」の一字が用いられている場合が多い。この「近」字の字音は臻撰牙音のn韻尾を有している。そのため二合仮名(開音節化)において「コノ」の仮名として用いられたものと考えられる。また「シ」や「ロ乙類」において万葉仮名「之」「里」を用いることも、七世紀後半から八世紀はじめにかけての使用法に逸脱するものではない。なお「里」字を口乙類の万葉仮名で用いることは、古韓音にもとづいた古い用法とされる。「近之里」は持統朝の人物であり、古い用字のあらわれとみることができる。このことから、「近之里」は、「チカノサト」ではなく「コノシロ」と訓むべきであり、名前の意味は「塩屋鯛魚」と同じく魚類の「コノシロ」をさすものと考えられる。

③千稻麻呂(『続日本紀』卷十七、天平二十年(七四八)七月条、中臣千稻麻呂)

秋七月戊寅。正六位下中臣部千稻麻呂に中臣葛野連姓を賜ふ。

この中臣部千稻麻呂は、長屋王家木簡において

・中臣部千稲

(長屋王家木簡『平城宮発掘調査出土木簡概報』二七)

・附葛野連千稲折櫃負筒速進上

(長屋王家木簡『平城京木簡二』一六九五)

「中臣部千稲」「葛野連千稲」がそれぞれみられ、長屋王家に使っていた人物と『続日本紀』における当該人物が同一人の可能性が考えられる。しかし、長屋王家木簡は、和銅三年（七一〇）から靈龜三（七二七）の、ごく短期間のものと考えられており、改易姓前後の姓が使用されることの説明がつかず、この「中臣部千稲」と「葛野連千稲」は別人と考えられる。この『続日本紀』にみられる「中臣千稲麻呂」は、「国文六國史」では、「千」の字とし、「チイナマロ」と訓ずる。一方、「東洋文庫」では「ホシネマロ」、「新大系」では「ヒネネマロ」とする。つまり「千稲」に対し、「チイナ」と「ホシネ」「ヒネ」の三つの訓みがある。「国文六國史」が稲の前の文字を「千」と解釈することは、さきの長屋王家木簡にみられた人物において奈良文化財研究所の木簡の報告書が「千」と解釈されていることから大きな支えとなる。また人名以外にも

「……八束穂に皇神すめのみの成し幸さきはへたまはば、初穂は汁にも類かひにも、千稲八千稲に引き居すえて」（祝詞・廣瀬大忌祭）

延喜式祝詞に「千稲」がみられ、「八千」と対になっていることから、「千」ではなく、数の多い意の「千」と「稲」が複合した形をみることができるとも、

しかし、先の「中臣部千稲」の長屋王家木簡の写真をみる限り、



それが「干」「千」「于」であるかは判別がつかず、またこれらの字形は筆勢によっては区別がつかない字形であることから、「干稲」の可能性も残る。「干稲」の文字列は『萬葉集』に

荒城田の 子師田の稲を 倉に上げて あな干稲ひねひねしクク志 我が恋ふらくは (16・三八四八)

形容詞「ひねひねし」の書記形態としてみられる。三八四八番歌は忌部首黒麻呂が作った歌であり、上三句が序詞として「ひねひねし」を起し、「ひねひねし」の書記形態である「干稲」とが重層的に歌の表現として機能している。なお「ひねひねし」は『時代別国語大辞典上代編』によると「(形シク)久しく古い。古くひからびたさまをいう。」とある。「ひねひねし」の語構成は、「おほほし」(形容詞)「たしだしに」(副詞)などと同じく重複形と考えられ「ひね」という語を想定することができる。後代の辞書において「ヒネ」について以下の様な記述がみられる。

「稲 唐韻云 徒皓反 以禰早稲和世晚稲比禰 杭稲也」(『和名類聚抄』)

「Fine. ヒネ (陳・古) 一年を過ぎた古い種子」(『日葡辞書』)

『和名抄』では「晚稲」をさし、遅く実る稲の品種をさす。一方で『日葡辞書』では「古い」義を包含していることがわかる。この「古い」意の「ヒネ」は、『運歩色葉集』(「古ヒネ」「古人ヒネタルヒト」)にみられ、稲に限らず事物の古くなったものを「ヒネ」をさすことがわかる。

なお人名例において「干稲」や「ヒネ」は次のようにみられる。

・従七位下中臣葛連干稲¹²⁾

(「但馬國正税帳」天平九年(七三七)『大日本古文書』②六〇頁)

・物部比稲

〔御野國本簀郡栗栖太里〕大宝二年（七〇二）『大日本古文書』①三一頁

・比尼賣

〔御野國本簀郡栗栖太里〕大宝二年（七〇二）『大日本古文書』①三八頁

・小比尼賣

〔御野國本簀郡栗栖太里〕大宝二年（七〇二）『大日本古文書』①三八頁

「但馬國正税帳」の「于稲」の「于」字はさきにふれたように「干」の筆勢にいるものとみられ「干」と同字と考えられる。「ヒネ」は「干稲干稲志（ひねひねし）」や「比稲」という人名の書記形態があるため「ヒ+稲」の語構成であった可能性が高い。しかし、『萬葉集』の正訓字の「干+稲」を「ヒネ」の元形とすると大きな問題が生じる。それは「干稲」の前項部が上二段動詞【乾・干ふ】であり、その連用形接続だとすると本来「ヒ」は乙類でなくてはならず、当該人名で使用されている「比」の萬葉仮名はヒ甲類であり、上代特殊仮名遣の甲乙が異なることになるからである。なお「乾・干」が上二段活用であったとするならば問題ないものの、橋本進吉によると平安時代には上二段活用をする「乾（ひ）る」が、上代では上二段活用であったとされ、現在まで定説となっている。

しかし、母音連続における以下の母音脱落の解釈をとれば上代特殊仮名遣の問題は解決できる。

干² + 稲^{ine} ↓ 比稲^{ine}

複合語を構成する際、後項の「ine」の甲類「イ」が残り、前項の乙類「イ」が脱落したとすると、人名「ヒネ」が「干稲」と「比稲」の甲乙の矛盾は解決できる。また『古事記』にみられる人名は、

・多遲摩斐泥

〔古事記〕心神

「干稲干稲志（ひねひねし）」の語形と合致する。仮に『古事記』の人名が当該人名と同じ語形をさすならば、

干 $\text{d}2$ + 稲 ine → 斐泥 $\text{d}2\text{ne}$

母音脱落における同じ母音連続の環境における別の脱落形と考えることができる。ただし固有名詞という性格上、文脈理解が困難なため「多遅摩斐泥」との考察は推測の域をでるものではない。

『萬葉集』にみられる上代特殊仮名遣の違例は、巻十四、巻二十などの東歌・防人歌、巻十八の補修部を除くと、「磐白乃（いはしろの）」（2・四）「在衣（ありそ）」（9・一六八九）等借訓の場合に散見する。これは『萬葉集』における文字における視覚的表現性においては、上代特殊仮名遣の違例が許容されると考えられ、そのため当該人名「干稲」も「ヒネ」という語形に対し文字で視覚的にあらわしたものと説明することも可能である。

重要なのは、人名「干稲」において他に「チイナ（ネ）」も「ホシネ」もその語形を仮名書きで記したものや、あきらかにそのように訓めるものが他の人名例に存しないことにある。それに対し「ヒネ」は『萬葉集』において「干稲干稲志（ひねひねし）」にその書記形態がみとめられ、かつ他の人名例にその語形を確認することができる。そのため当該「中臣部干稲麻呂」及び長屋王家木簡にみられる「中臣部干稲」、「葛野連干稲」の「干稲」は「ヒネ」と訓むべきものと考ええる。

以上、古代の人名の訓みを中心に言及してきた。古代人名に用いられる語は上代語であり、その訓みをあきらかにすることは、上代語を考察することに他ならない。拙稿では語彙の考察だけでなく、上代特殊仮名遣や母音連続、連濁といった日本語学の問題点にも触れた。まとまった資料として人名を扱うことは、人名の訓みだけでなく、日本語学におけるそれぞれの分野に傍証を提供できるものと考ええる。

注

- (1) 鎌田元一「日本古代の人口について」『木簡研究』第六号、一九八四年
- (2) 上代語辞典編修委員会『時代別国語大辞典 上代編』三省堂、一九六七年
- (3) 前田本『日本書紀』卷十四の「主」に対する古訓に「アロジ」「アルジ」両形がみられる。
- (4) 「カツジ」を中心に考えるならば、人名例にみられる「堅牛」は、語形「カツジ」における母音脱落想定表記と考えることができる。
- (5) 連濁においてなぜ「カツシ」と前項と後項の連接部に濁拍が生じなかったのか説明ができず、なお問題が残る。複合語においては「ウジ」と濁ることが多く、類推による結果とも考えられる。
- (6) 犬飼隆「木簡による日本語書記史」笠間書院、二〇〇五年（増訂版、二〇一一年）。
- (7) 神亀五年（七二八）九月の記載がみられる平城宮木簡に「尾張小塞真国」〔『平城宮木簡』六一九〇六七〕の名がみられ、この記事以前の「小塞」と「尾張」の結びつきが認められる。
- (8) 右京人。東大寺写経所の写経生として正倉院文書に名前がみられる。延暦二年二月に伊賀守に任ぜられている。
- (9) 「調制代煮一斗五升」（奈良文化財研究所『評制下荷札木簡集成』一七八）
- (10) 長屋王家木簡における「千稲」に関わるものに「初位上中臣部千稲」（長屋王家木簡『平城宮木簡一』）があり、「大初位上」か「小初位上」か定かではないが、八世紀前における官位がわかる。
- (11) 「ひねひねし」は、日本語史上において『萬葉集』に一例のみみられる。左注にしめすように「恋歌」であり、「あな」「我が恋ふらくは」と詠嘆でうけることは、満たすことのない恋を、鹿や猪に荒らされ瘦せた田から取った僅かばかりの稲を重層的に表現している。なお「ひねひねし」について「新潮集成」では、「古ぼけて正気を失ったさま」の意とし、「新全集」では意識的に「恨めしい」意で解釈している。
- (12) 天平九年の段階で「中臣葛野連」が確認できる。長屋王家木簡における「千稲」と同一人物の可能性がなみ残る。
- (13) 橋本進吉「上代に於ける波行上二段活用に就いて」『上代語の研究』岩波書店、一九五一年

- (14) 母音連続における異なる脱落形があることは、「といふ」(oi + i) という母音連続に対し、後項の母音が脱落した「トフ」(toi)、前項の母音が脱落した「チフ」(ti) の二つの脱落形が存する。
- (15) 上代特殊仮名遣が借訓において許容されることは、池上禎造「上代特殊仮名遣の方葉集への適用と解釈」(『国文学 解釈と鑑賞』二一巻一〇号、一九五六年) に述べられている。